

全国海運組合連合会
第296回理事会議事録

日時 平成23年7月21日(木) 12:00～13:55

場所 神戸市・生田神社会館・4階会議室

出席者 理事39名(別紙名簿の通り)

議題

1. 輸送部会委員交代の件
2. 東北内航海運組合の賦課金免除の件
3. 役員定数(理事定数)に係る定款変更の件
4. 議題2並びに議題3に係る臨時総会開催の件
5. 平成23年度総連合会派遣委員候補者推薦の件
6. 平成23年度全海運委員会委員選出の件
7. 平成23年度事務局研修会開催の件
8. 暫定措置事業の今後について対応の件
9. その他
(1) 会長職選出規約改正の件

定刻、過半数の理事の出席を得て本理事会は適法に成立、定款の定めにより小比加会長が議長となり開会挨拶の後、前回の臨時理事会(7月12日)は、国土交通省が提示した(案)である「内航海運暫定措置事業の今後について(たたき台)」につき7月13日の総連合会政策委員会で五組合の意見集約する方針を受け、全海運としての対応を検討した。

なお臨時理事会に先立ち船主等三部会及びこれを踏まえて活性化プロジェクトチーム(活性化PT)で意見集約を行い、この後開催した臨時理事会の方針に基づいて総連合会政策委員会に臨んだ。

詳しくは本理事会の関連議案において説明するも端的に言えばこれまで総連合会の方針は、当初7月に取りまとめることとしていたが、今般の全海運の申し入れにより9月の政策委員会以降に先延ばしとなったとの報告と本日の理事会終了後、前回の理事会で設置が了承された会長特命委員会の初会合を開催し、本件検討願うこととしていると発言があり、本理事会の議事録署名人として議長の他、藤井副会長及び高木専務理事を指名し議事に入った。

議事

議題1. 輸送部会委員交代の件

本件について事務局は、四海連からの輸送部会委員交代願いについて以下の通り

説明した。

(敬称略)

(新)

(旧)

住鉱物流株式会社 社長 永井誠司

池田 忠

この後、議長が本件を諮った処、異議無く了承された。

議 題 2. 東北内航海運組合の賦課金免除の件

本件について事務局は、東北内航海運組合より東日本大震災の被災に伴い全海運平成23年度賦課金額(年額)666,324円の免除申し入れがあり、6月29日の総務委員会で検討した結果、了承を得たので本理事会で承認を得たいと説明した処、次の発言があった。

曳船組合から先の理事会で要望した通り被災組合員があり考慮されたいとの発言があり、議長より前回の理事会で述べた通り関東沿海にも行方不明者等の被災者もあり、実情によっては広範囲に及ぶことにもなることから、今回は東北内航海運組合のみの処理に留めたいと回答したが、出席者等から再考方発言があり、結論として再度調査しこれを踏まえ検討すると回答した。

又、出席者より賦課金免除組合に対して、補助金を交付するのか又、今後斯様な事態には賦課金免除ではなく被災組合員に対する義援金等の交付が妥当ではないかとの発言があり、これには総務委員長より、事前開催した正副会長会議で検討した結果、免除組合に対しても例年に倣い補助金を交付すると回答した。

この後、議長は東北内航海運組合の賦課金免除について諮った処、異議無く了承された。

議 題 3. 役員定数(理事定数)に係る定款変更の件

本件については、事務局より大要以下の通り説明した。

全海運の組合員数は、別紙資料である組合員数等調書の如く年々減少しており10年前の平成14年度と比較して1247者の減少(41%減)となっている。又理事推薦の前提となる議決権数においても平成14年度と比較し25個数の減少(38%減)となっている。

ついで、6月29日開催の総務委員会で役員定数(理事定数)の検討を行った結果、現行の「理事定数45人以上55人以内」とあるのを、「理事35人以上45人以内」と定款改正すべきとした。

この後、議長が本件を諮った処、異議無く了承された。

議 題 4. 議題2並びに議題3に係る臨時総会開催の件

本件議長より、議題2並びに議題3については、総会審議事項であることから、本理事会終了後、臨時総会を開催し機関決定を得たいと提案した処、異議無く了承された。

議 題 5. 平成23年度総連合会派遣委員候補者推薦の件

本件、事務局より資料の登載名簿を説明した。この後議長が諮った処、異議無く了承された。

議 題 6. 平成 2 3 年度全海運委員会委員選出の件

本件、事務局より資料の登載名簿を説明した。この後、議長が諮った処、異議無く了承された。

議題 7. 平成 2 3 年度事務局研修会開催の件

本件、事務局より大要以下の通り説明した。

- ①日 時 平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日 (金) 1 4 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
- ②場 所 東京都・日本海運クラブ・2 階・ホール (海運ビル)
- ③研修内容 全海運会長講演、諸規程等報告及び質疑応答・意見交換
- ④対象者 所属組合・支部事務局員
- ⑤交通費等補助
従前同様 J R ・航空等の片道経路普通運賃の補助、又要宿泊者には全海運旅費規程による宿泊料の半額 6 , 0 0 0 円を補助。
- ⑥予算額 約 2 5 0 万円
- ⑦備 考 研修会終了後、簡単な懇談会を開催、終了後解散。

この後、議長が本件を諮った処、異議無く了承された。

議 題 8. 暫定措置事業の今後について対応の件

本件については、議長より大要以下の通り発言があった。

冒頭ご案内の通り、当会として今般の「国交省・内航海運暫定措置事業の今後について (たたき台)」の対応として 7 月 1 1 日には、船主部会等三部会の開催、翌 1 2 日には、活性化 P T による一連の会議内容の取りまとめを踏まえこの後開催した臨時理事会で以下記述の如く全海運としての今後の取り運び方針 (全海運発言要旨) を決め、1 3 日開催の総連合会政策委員会に臨み、五組合は、それぞれ意見陳述を行った。

尚、その内容は、全海運を除く 4 組合は、叩き台に沿ったものであった。

以下、全海運の陳述内容は、大要以下の通りである。

(全海運の発言要旨)

全海運としては、叩き台が示されて 1 ヶ月も経っていないが、本件のような重要事案については検討時間が必要であり、短時日での取りまとめは困難である。なお、各部会・委員会等で検討しているが、そこで示された意見の大要は以下の通りである。

- ①叩き台が国交省から出されたことに疑念があり、本来これらの考え方は、内航海運業界側から示すべき事案である。
- ② A B C のランク区分 (環境性能の問題) と暫定措置事業の運用を同じ土俵でやらなければならないのか理解が得られない。

- ③ Aの18%償却対象船は、利用できる船種が限定され不公平である。例えば、多くの船種がSES不適合であり、砂利船に至っては機構の共有対象船にもなっていない。
- ④ 暫定措置事業の債務を返済するのは内航業界であり、従って、返済方法について内航業界が案を示すのは当然との考え方である。
- ⑤ 平成28年度まで5年もあるのに結論を急ぐ意味はどこにあるのか。又、叩き台は、代替建造促進よりも返済が主になっている感がある。
- ⑥ 船齢制限も納得できない。古い船の代替建造に関する納付金を安くする位の対応が必要。
- ⑦ 叩き台の案では、造船業界にも影響する。暫定措置事業の問題と環境問題を絡ませるのは、如何なものか。

この後、引き続き議長より、個々の具体的な問題については触れること無く、大要以上の如く発言した。又、全海運としては未だ意見集約が出来る状況になく、叩き台を作り直すぐらいの考えである旨四組合にも理解を求めた。

結局、総連合会の方針として、本件の取りまとめは、9月の政策委員会以降に先延ばしされる見通しとなった。

尚、全海運を除く四組合の共通しての考え方は、現行の納・交付金の単価差30,000円(貨物船)、24,000円(油送船)をベースにした考え方である。

これを踏まえ全海運としての今後の基本的な考えとして、本日の理事会に先立ち開催した正副会長会議において協議した結果、国交省の叩き台に代わる一(いち)からのスタートとなるとこれまで検討を重ねてきた四組合には、時間と労力の負担を課すことにもなることから、妥協とは異なるが叩き台の事項に則して全海運の考えを主張せざるを得ないと考える、と述べた。

この後、議長が出席者に意見を求めた処、大要以下の発言があった。

- 国交省の叩き台は、我々にとって利益になるのか、不利益になるのか良く分からないし、基本的部分について乗れない感だ。又、只単に叩き台の検討に止まることなく総連合会としても弱小事業者が大半であることから、今後総連合会が組織としてどの様になるのかについての検討も必要と考える。
- 平成10年の暫定措置事業開始の折、全海運からの文書で平成25年以降は、共済事業により借入金の返済を行う考えとしているが、現在これの議論がされていないが、どうなったのか。

これには、雑喉副会長より確かにご指摘の通り当時検討した思いがある。当初、運輸省の考えは買い上げ期間として7年で終了の考えであったが、権利行使を考慮し耐用年数の15年までとなった経緯がある。又、暫定事業終了後に共済事業による借入金返済方法について、中団法、協同組合法、内航2法等を踏まえ検討したがその後、ご指摘の通り具体的な議論をしていない、との説明があった。

尚あわせて議長からの要請を受け同副会長は、過日の政策委員会における全海運の発言内容を補足して大要次の通り説明した。

特に小型老朽船については、船齢による切り捨ての論理では無く逆に古い船には

プレミアムを付けて近代化を推進すべきだ、仮にSES船等については、これまでRORO船、二次コンテナ船には、政策面から推進していることを踏まえ暫定措置事業とは、切り離れた同様な取り扱いをすべきと主張した旨発言があった。

次いで議長より、前回の理事会で設置が了承された、今後の暫定措置事業のあり方に係わる検討委員会（正式名：会長特命委員会）のメンバーの案内が以下の通りであった。

併せて、本理事会終了後、第1回の委員会を開催し全海運としての方針を検討する旨を付言し、本議題を結んだ。

（敬称略：順不同）

委員長	小比恒久	会長
委員	雑喉平三郎	副会長
〃	藤井 肇	〃
〃	寺岡洋一	〃
〃	原田勝弘	〃
〃	井村 博	船主部会長
〃	塚本博行	輸送部会長
〃	斉藤通直	砂利船部会長
〃	蔵本由紀夫	活性化PT委員長
〃	川中健二	曳船組合理事長
	以上10名	

議 題 9. その他

（1）会長職選出規約改正の件

事務局より大要以下の通り説明した。

本案については、4月20日開催の第293回理事会の折、出席者より現行の「会長職選出規約」によれば選挙権行使については、理事本人の行使のみを認め理事指定代理人等は、認めていないが指定代理人は、理事の意向を受け選挙権を行使するのであり認めるべきとの発言があり、6月29日開催の総務委員会で本件検討した結果、現行の規約第3項の尚書きに記載する、「尚、選挙人は、理事本人の行使に限り、指定代理人、委任状及び書面回答等の行使は、内容の重要性から認めない。」とあるのを、「尚、選挙人は、理事本人はもとより、指定代理人、委任状及び書面回答等による行使を認める。」と改正することで本理事会に上程することとなった旨説明した。

この後議長は、本件を諮った処、異議無く了承された。

これをもって、本理事会の議案審議が全て終了したので議長は、13：55謝辞の後、閉会を宣した。

以上